

## 琴浦町建設工事簡便型総合評価競争入札要領

### (趣旨)

第1条 琴浦町が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令第167条の13において準用する同令第167条の10の2の規定により落札者を決定する指名競争入札に関し必要な事項を定める。

### (対象工事)

第2条 予定価格が1,000万円以上の工事のうち、指名審査委員会の議を経て町長が決定する。

- 2 指名審査委員会は、簡便型総合評価競争入札により発注する工事にふさわしいものを町長に推薦する。
- 3 町長は、指名審査委員会から推薦された工事の中から、対象工事を選定する。

### (学識者の意見聴取)

第3条 落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- 2 当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、改めて学識経験者の意見を聴かなければならない。

### (落札予定者の決定方法)

第4条 当該入札に係る工事の予定価格の範囲内の価格（失格基準価格以上のものに限る。）をもって有効な入札をした者について、その者の提示した入札書及び提出資料に基づき、各入札参加者の（1）に掲げる事項を（2）に定める方法で採点評価し、その点数が最高の者を落札予定者とする。

#### (1) 評価項目

- ① 入札価格： 入札書に記載された価格
- ② 会社の工事成績： 同一工種の工事成績（県工事）の平均
  - ・ 格付工種：過去5年（土木、アスファルトは過去3年）
  - ・ 格付工種以外の発注工種：過去2年

※ 同一工種の工事成績が無い場合は、50点とする。

#### (2) 評価方法： 評価点数 = $0.7 \times \text{①} + 0.3 \times \text{②}$

- ① 入札価格点数 =  $100 \times A$   
A = 最低応札額 / その者の入札額  
小数点以下3位未満の端数は切り捨てる。
- ② 工事成績点数 =  $100 \times B$   
B = その者の工事成績点数（会社） / 最高の者の工事成績（会社）  
小数点以下3位未満の端数は切り捨てる。

### (書類の提出)

第5条 入札参加者は、会社の工事成績（県の通知書のコピー）を、指定した日時までに提出しなければならない。

### (入札、開札及び落札者の決定)

第6条 簡便型総合評価競争入札は、紙入札の方法で行う。

- 2 入札執行者は、入札書を開札したときは、当該入札書及び前条の規定により提出されていた調書に基づき、直ちにそれらの内容及び評価並びに落札予定者を記載した一覧表を作成するものとする。
- 3 入札施行者は、前項の規定により作成した一覧表の評価点数を入札参加者に通告し、評価点数の最も高い者（同点の場合は、くじ引きとする。）を落札予定者とし、入札を終了する。
- 4 入札執行者は、作成した一覧表を、速やかに指名審査委員及び学識経験者（第3条第2項の改めて意見を聴かなければならない場合。）に送付し、その是非について意見を聴くものとする。
- 5 指名審査委員及び学識経験者（第3条第2項の改めて意見を聴かなければならない場合。）は、原則として送付された一覧表にその是非を記載し返送することにより回答するものとし、その回答は、当該一覧表を送付した日から3日後の日（琴浦町の休日を定める条例に規定する休日は算入しない。）を期限とし、その間において回答されたもののみ有効とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により回答が困難な場合、電話等による回答を記録した文書を有効な回答とみなす。
- 7 入札執行者は、有効とされる回答の状況を踏まえ、次に定めるところにより取り扱うものとする。
  - (1) 回答の過半数が一覧表に記載された落札予定者に落札決定することを是とするものであるときは、当該落札予定者に落札決定を行う。
  - (2) 回答の過半数が一覧表に記載された落札予定者に落札決定することを是としない等の場合は、指名審査委員会と学識経験者とで対応を協議する。

### (入札結果の公表)

第7条 入札の結果は、町ホームページにより公表する。

### 附 則

この要領は、平成19年12月 3日から施行する。

この要領は、平成20年 8月 1日から施行する。